

定 款

株式会社H C S ホールディングス

〈平成28年 7月制定〉

〈平成30年 6月改定〉

〈令和 元 年 6月改定〉

〈2020年 6月改定〉

〈2021年 4月改定〉

株式会社HCSホールディングス定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社HCSホールディングスと称し、英文ではHCS HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. コンピュータソフトウェアの開発、販売および情報処理サービス業務
2. コンピュータシステムの開発・設計、管理運営および保守業務
3. コンピュータネットワーク基盤構築・運用
4. 情報処理技術に基づく各種アウトソーシングサービス
5. コンピュータ機器および事務用機器等の販売業務
6. コンピュータソフトウェアおよびコンピュータシステムに関するコンサルティング
7. コンピュータソフトウェアおよびコンピュータシステムに関する人材育成・教育・研修等に関する業務
8. インターネットホームページ、ウェブシステム等の企画、開発、制作、コンサルティング
9. 情報処理サービス業ならびに情報提供サービス業
10. 不動産の売買、賃貸借および管理業務
11. インターネットを利用した各種電子商取引
12. データドリブンマーケティングの戦略立案、体制構築、運用支援
13. データ活用に関するコンサルティング
14. デジタル広告のプランニングおよび代行ならびに広告代理店業務
15. 映像およびデジタルコンテンツのプランニングおよび制作業務
16. 印刷および出版に関する業務
17. Webサービスおよびソフトウェアの企画、制作、開発、運用業務
18. パッケージソフトの企画、開発、販売、保守業務

19. デジタルシステムの企画、開発、販売、保守業務
20. 映像、写真、音楽、音声、ソフトの著作権の管理
21. 各種データファイルソリューションの企画、開発、販売、保守、および運用事業
22. 各種コンピュータシステムおよびソフトウェアの企画、開発、販売、保守および運用事業
23. 業務のアウトソーシングの受託事業
24. 各種ソリューションサービスの導入、運用、保守事業
25. 業務アプリケーション開発、運用、保守事業
26. 先端技術を活用した事業の企画、開発、運営およびコンサルティング事業
27. 電気通信事業
28. 労働者派遣事業
29. 上記各号に関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を東京都江東区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、10,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料、その他新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 18 条 当会社の取締役は、12 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第26条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき善意でかつ重大な過失がない場合は取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、それぞれ株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第28条 当社の監査役は4名以内とする。

(選任方法)

第29条 当社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第34条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条1項の責任につき善意でかつ重大な過失がない場合は取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

(報酬等)

第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 会計監査人

(選任)

第 36 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 40 条 当会社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 3 0 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 41 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2 未交付の配当財産には利息をつけないものとする。

以 上